

# 旭川緑が丘東1条2丁目地区 [ 所在地 旭川市緑が丘東1条2丁目 ]

\* 土砂災害に関する問い合わせ  
 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部 事業室治水課  
 電話(0166)-46-4935

## 土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

### ①土砂災害警戒区域や避難所等を確認しておきましょう！

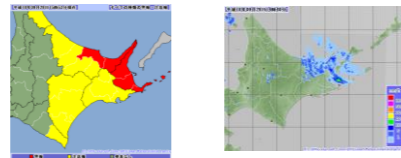
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。  
 ○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域」です。  
 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性がありますので、注意してください。

### ②雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう！

○まずはテレビやラジオ等で気象情報を確認しましょう。  
 ○雨が強くなってきたら、電話やインターネットでも確認しましょう

#### ☆インターネットによるサービス

- ・北海道防災情報ホームページ  
[http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/\(3gwm5f45lw2zxo2gf4iems55\)/index.aspx](http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/(3gwm5f45lw2zxo2gf4iems55)/index.aspx)
- ・気象庁ホームページ  
<http://www.jma.go.jp/jma/>
- ☆携帯電話によるサービス  
 ・北海道防災情報ホームページ  
<http://www2.bousai-hokkaido.jp/mobile>



#### ～雨の強さと災害の発生状況～

1時間雨量	人が受けるイメージ	発生状況
10～20mm 未満	ザーザー降る。	長く続くときは注意が必要。
20～30mm 未満	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模ながけ崩れが始まる。
30～50mm 未満	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。
50～80mm 未満	滝のように降る。	都市部では地下室や地下街に濁水が流れ込む場合がある。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80mm以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害が発生する恐れが強く、嚴重な警戒が必要。

### ③前兆現象を見つけたら、直ちに市役所や消防本部に連絡しましょう！ また、早めの避難を心がけましょう！

#### こんな前兆現象に注意！



#### 日頃からの確認



#### 雨が強くなってきたら



#### 前兆現象を見たら



#### 避難のときは



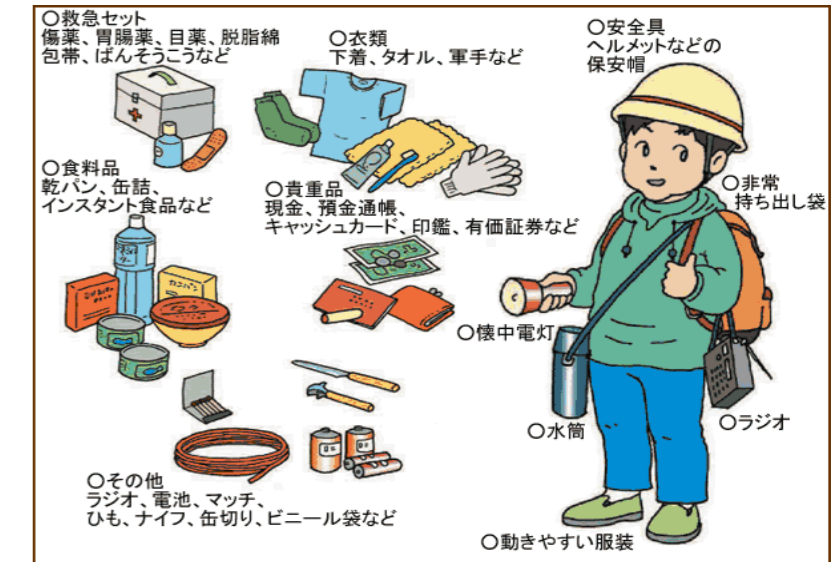
### ④避難準備情報が出たら、家族との連絡、非常持出品の用意などを開始しましょう！

### ⑤避難勧告などの連絡があったら直ちに避難しましょう！

・避難所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な建物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難するなど、生命を守る最低限の行動をしてください。

### ⑥避難の際はこんなことに気をつけましょう！

- ・避難所へ避難する場合は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域(浸水するおそれがある区域)を避けた避難経路を選択しましょう。
- ・溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。
- ・携行品は限られた物だけ(非常持出品)にしましょう。
- ・服装は軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具を携行しましょう。
- ・火気の始末をし、火災が発生しないようにしましょう。
- ・戸締まりをしましょう。



#### ○家族と連絡がとれない時は・・・

NTT災害用伝言ダイヤルの活用(忘れてイナイ)  
 メッセージの録音:市外局番+171+1+自分の家の番号  
 メッセージの再生:市外局番+171+2+自分の家の番号

### ■ 気象情報・避難情報の伝達経路

避難勧告などの伝達は、広報車、インターネットによる広報のほか可能な方法により行います。また、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を依頼します。大雨時には電話回線が混み合う場合がありますので、前兆現象の通報以外には、できるだけ使用されないようにお願いします。

緑が丘小学校  
 住所:旭川市緑が丘3条4丁目  
 電話:65-6369

旭川医科大学  
 住所:旭川市緑が丘東2条1丁目  
 電話:65-2111

■災害時要援護者利用施設とは  
 高齢者や障害をお持ちの方、乳幼児など、防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。具体的には、高齢者施設・障害者施設・保育所・幼稚園・病院・診療所などが該当します

#### 市民のみなさま

#### 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設

・報道機関(テレビ・ラジオ)

・車両による広報  
 ・旭川市ホームページ

・電話  
 ・FAX等

電話・FAX

#### 旭川地方気象台

旭川市役所  
 電話:26-1111(代表)  
 (内線:消防本部防災課)  
 87811-412~414  
 (直通:消防本部防災課)  
 電話:33-9969  
 FAX:33-9936

旭川市消防本部(指令課)  
 (旭川市総合防災センター)  
 電話:33-9961  
 FAX:33-9905

旭川市災害情報(ホームページ)  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/bousai/saigaizyoho/index.htm>